

平成24年度第1回

地域密着型サービスに関する専門委員会会議録

と き 平成24年11月22日（木）

ところ 小金井市福社会館5階 保健会場①②③

## 平成24年度第1回地域密着型サービスに関する専門委員会

日 時 平成24年11月22日(木)

場 所 小金井市福祉会館5階 保健会場①②③

出席者 <委員>

吉田昌克	高橋信子	相原淑郎
山極愛郎	池田馨	小山茂
酒井利高		

<保険者>

福祉保健部長	佐久間育子
介護福祉課長	高橋美月
介護福祉課長補佐	高橋弘樹
認定係長	樋口里美
包括支援係長	本木典子
介護保険係主任	森谷知之

欠席者 <委員>

鈴木由香

傍聴者 0名

議 題

- (1) 事業者更新について
- (2) 事業者選定について
- (3) グループホーム公募実施について
- (4) その他

開 会 午後2時00分

(介護福祉課長) まだ定刻前ですが、皆様おそろいになられましたので、ちょっと早目ですが始めさせていただきたいと思います。

それでは、ただいまより平成24年度第1回小金井市介護保険運営協議会地域密着型サービスに関する専門委員会を開催いたします。本日はお忙しい中、ご参集を賜りまことにありがとうございます。

本日は、委員改選後の介護保険運営協議会専門委員会の初めての会議でございますので、委員長が選出されるまでの間、事務局におきまして議事進行を務めさせていただきます。改めまして、私、介護福祉課長の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、机上に配付させていただきました次第に沿いまして進めさせていただきます。

初めに、福祉保健部長よりご挨拶させていただきます。

(福祉保健部長) こんにちは。福祉保健部長の佐久間でございます。日ごろから皆様にはお忙しい中、介護保険の運営にご協力を賜りましてまことにありがとうございます。また、本日はお忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。

本日の議題はもちろんなのですが、資料の数も非常に多く、皆様方には審議をしていただく内容が非常に多うございまして、ちょっと心苦しく感じているところがございますが、ご審議のほうをよろしくお願いいたしますと思います。

申しわけございませんが、私、公務の関係で、午後4時ぐらいまでこちらにいらさせていただきます、それ以降、まだ終わらないようでしたら退席をさせていただきます。

それでは、本日はよろしくお願いいたします。

(介護福祉課長) それでは、本日は、先ほどお話ししたとおり、初めてのこの専門委員会ということですので、本来であれば皆様に自己紹介をいただくところなのですが、先ほど部長のほうからお話ししたとおり、今日は実は議事の内容が大変多くございまして、先月行わせていただきました介護保険の運営協議会の全体会のほうで、皆様、自己紹介をいただきましたので、恐縮ですが本日は割愛とさせていただきます。

お手元に本日の名簿を配らせていただいておりますので、そちらをご参照いただければと思います。介護保険の協議会のほうは、毎回お席はお名前のあいうえお順で並ばせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

なお、本日、委員の鈴木様、ご都合でご欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

また、前回もお話しさせていただいたとおり、議事録を作成させていただく関係上、事務局によるICレコーダーの録音をとらせていただいております。大変ご面倒なのですが、ご自身のお名前を先におっしゃっていただいからご発言をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、まずは委員長の選出を行わせていただきます。

こちらは、介護保険運営協議会規則第8条第5項にございますが、「委員長は委員の互選によって定める」ということになっております。

お諮りいたします。委員長の選出方法について、ご意見はございますでしょうか。

(相原委員) 相原です。指名推薦による選出を提案いたします。

(介護福祉課長) ただいま、相原委員から指名推薦による選出というご提案がございました。

こちらについて、ご異議はございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(介護福祉課長) ご異議がないようですので、指名推薦によることといたします。

それでは、どなたか推薦をいただけますでしょうか。

(相原委員) 推薦をさせていただきます。学識経験者として委員に委嘱され、他市の市役所に長く勤務され、地域の福祉全般に精通されている酒井委員を推薦いたします。

(介護福祉課長) 委員長に酒井委員とのご推薦をいただきました。

ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(介護福祉課長) それでは、皆様からご賛同いただきましたので、酒井委員に委員長をお願いしたいと思います。

以上で、私の職務は終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

そうしましたら、酒井様は委員長席のほうにお移りください。

それでは、委員長より一言ご挨拶をよろしく願いいたします。

(酒井委員長) では最初に一言。酒井と申します。初めて介護保険のこういう市民側といいますか、審議会の委員になったのは初めてで、今まではこちらの立場で介護保険とか次世代育成支援計画とか障害福祉計画をやっていた立場だったのですが、この春から退職ということで、この役を仰せつかりました。

今朝も、都知事選の候補者が社会保障改革の関係では、朝、テレビでいろいろやっています、やはり高齢者の施設整備の問題なども、喧々諤々とはいきませんでした、いろいろ課題としてやっておりました。

やはり小金井に住まわれるお年寄りの方が、健康で豊かに生活していける環境をどう整備していくかということについては、介護保険の運営と事業をどうするかは非常に大事なことでございます。経済的な負担のことも含めまして。ぜひ、そういった問題につきまして、目的に沿った形で、忌憚のないご意見をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めていきたいと思います。

きょうは資料がいっぱいありますので、まず資料の確認、机上配布の資料がありますので、それを簡単に説明をお願いします。

(森谷主任) では、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、事前に送付をさせていただきました資料が全部で6種類ございます。一番最初に資料の右上のところにそれぞれ資料番号がついてございます。資料1から6までとなっておりまして、資料1がホチキスどめのもので、「市町村の圏域を超えた地域密着型サービスの利用について」というものでございます。次に資料2が、これもホチキスどめのもので「他市所在の事業者指定更新申請書〈概要版〉」と書いてありまして、表紙には目次の形でそれぞれの事業者さんのお名前が載っているものになります。続きまして資料3が、「本市所在の事業者指定更新申請書〈概要版〉」でありまして、「また明日デイホーム」という名前がついてございます。こちらもホチキスどめのもの

になります。次は資料4でございまして、A3判の折り込んだ形で、少し大きな紙に印刷してございます。一覧表の形でご用意させていただいているホチキスどめのものがございます。次が資料5で、「当市所在の事業者新規指定申請書〈概要版〉」、事業者さんのお名前が「ジャパンケア小金井」と入っているものです。これもA4判でホチキスどめをさせていただいているものです。事前に送付させていただきました資料で最後になりますのが資料6、一枚紙のもので両面印刷になっているものです。「小金井市地域密着型サービス事業所の公募に係る基準（案）」となっているかと思えます。

以上が事前に送付をさせていただきました資料、6種類になります。

本日はそれに合わせまして、当日配布資料ということで、6種類の資料を追加で配置をさせていただいております。まず資料7-1と右肩に書いてあるものですが、「小金井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例に制定について」というものです。ホチキスどめのA4判の紙でございます。それから右肩に資料7-2となっておりますが、「小金井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」という資料でございます。ホチキスどめのA4の紙でございます。続きまして資料8-1「小金井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例概要」でございます。一覧表の形でA4判の紙に書いてございまして、左側がホチキスどめになっております。次が資料8-2「小金井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例概要」というもので、同じく一覧表の形でホチキスどめされたA4の紙でございます。それから資料9-1「小金井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（案）」でございまして、こちらは金属で左側をとめさせていただいておりますA4判の資料でございます。最後が資料9-2「小金井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案）」になります。

以上、本日お手元に12種類の資料がございます。もし不足がございましたらお申し付けください。

(酒井委員長) 資料はそろっていますか。

(介護福祉課長) お手元に、あとほかに両面刷りの「次第」と、「第5期小金井市介護保険運営協議会委員名簿」ということで、A4一枚のものをお配りしております。次第のほうに、4で送付の資料、あと5に当日配布の資料ということで、資料名称等は記載をさせていただいておりますので、もしお手元に足りないものがございましたら教えていただければ、今お持ちいたしますので。

(吉田委員) よろしいでしょうか。この内容は後で議題としてのぼるのでしょうかけれども、一応どういうものかということだけをお伺いしたいのですが。今のこの機会でもよろしいでしょうか。それとも後にしましょうか。

(酒井委員長) 特に前半のほうはきょうの議題で、特に事業者の選定関係はやりますので、ちょっと確認だけしておきたいのは、資料7-1、7-2と9-1、9-2の条例関係というのは、これは既にあるのか、それとも今から制定するのか。

(介護福祉課長) これから制定するものです。

(酒井委員長) では、ちょっとその予定とかを聞いておいたほうがいいですかね。

(介護福祉課長) はい。7、8、9の資料ですね。こちらはそれぞれ〇-1、〇-2という形であるのですが、それぞれ1は1同士、2は2同士で、1つの条例に関する概要の説明の資料と、実際の条例の案になります。

こちらについて、詳細は後ほどご説明をさせていただきますが、今、この委員会でお話をいただく、地域密着型のサービスと言われる介護保険の中のサービスの一つなのですが、こちらについて、今までは国の省令で全ていろいろな施設の定員や、そこに勤める方の人数といった細かい基準を持っているものです。ただ、地域密着型サービスというのが、例えば小金井市内にある事業所は小金井市民の方が利用していただくための施設ということもあってかと思うのですが、そういう基準も含めて一定、各市町村のほうで条例化をするようにというものが定められております。

本来、ことしの4月1日から、そういう形で実施をするということになっ

ていたのですが、実際それが国のほうで確定したのがすごくぎりぎりだったもので、すぐには条例はできないということで、経過期間というものが設けられていて、来年3月末日までに、区市町村はそれぞれ自分のところでそれを条例化して、そちらについて4月1日からはそれぞれの条例で地域密着型サービスの基準を、そこをもとにして行っていくという形にはなっているところではあります。

一応、小金井市のほうで、実は今月末から、定例議会が平成24年第4回定例会が開始されます。そのところで最終的にこの条例案をかけまして、議会の承認をもって成立するものですので、それをもちましてこちらのほうにしていきたいと考えております。

ただ、やはり地域密着型のサービスのことでありますので、まずはこの委員会のほう、委員の皆様のご意見を賜れる場所でございますので、実は前回の、改選前の委員さんのころから始まっているお話ですので、きょうは最終版ができましたので、ご報告してご承認をいただきたいと考えているところでございます。

また、その前の部分につきましては、これから一つ一つ内容についてご説明させていただき、審議をさせていただくものになるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

(吉田委員) 委員の吉田です。簡単な質問ですが、事前配布の資料4、「平成24年度の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の公募に係る庁内検討結果」というのがございます。これは、次の資料の、ジャパンケアの新規の指定申請書についての各管理職の評価結果を記載したものと了解してよろしいでしょうか。

(森谷主任) おっしゃっていただいたとおりでございます。

(吉田委員) わかりました。

(酒井委員長) では、資料4と5はセットということですね。

あと、その他のところで、この12月に議会に上程される予定の条例関係は、そこで報告と説明とか、少し時間があれば質疑をやるということでよろしくお願したいと思っております。

小金井市が主体的に事業者を指定する、いわば権限を持つということで、その根拠を条例で定めるということになります。



それでは、次第に沿って始めたいと思います。

まず最初の、資料1と2の説明からお願いしたいと思います。事業者の選定。これは更新になりますかね。よろしくお願いいたします。

(森谷主任) 事務局の森谷でございます。本日は、まず更新の具体的な議案に入らせていただく前に、本運営協議会でご審議いただきます地域密着型サービスというサービスの種別につきまして、介護保険のほかのサービス種別と異なって、特殊な扱いも少なくございませんので、簡単に概要をご説明させていただいた上で本題に入りたいと思います。

地域密着型サービスは、介護保険の制度発足からおけること6年、平成18年度の制度改正に際しまして初めて導入された制度でございます。

それまでの間、介護保険制度の運営を担う事業者について、どのような運営主体に、いつ、どのような種類の事業所を開設・運営していただくかというような問題は、全て都道府県等の広域行政機関が指定権限を有し、小金井市を含め、保険者である市町村に指定権限は与えられておりませんでした。

しかし、介護保険制度の発足から6年を迎え、社会問題化する認知症高齢者の増加を背景に、介護保険の利用者の必要とするサービスが単に物理的な援助ばかりではなく、より専門的に、物心両面を支えるケアに及んでいることが指摘されるに至っていたところでございます。

これを受けまして、平成18年に介護保険制度が改正され、特に認知症に悩む高齢者の方が、住みなれた土地で、自宅から遠くに赴くことなく専門的なケアを受けることができる制度として、「地域密着型サービス」が創設されたところでございます。そして、その指定権限は、地域の実情に最も通じる保険者、すなわち市町村に付与されるに至ったわけでございます。

小金井市でも、制度創設の平成18年度以来、積極的に地域密着型サービスの整備を進め、現在、市内には地域密着型サービスのうち、グループホームが4件、認知症対応型デイサービスが要介護の方向けのものが7件、予防の方が併設されているものがそのうち6件になりますので、1件は要介護の方のみという形になります。それから、小規模多機能型居宅介護事業所1件が既に指定され、運用を開始しているところでございます。

ところで、ご説明いたしましたように、地域密着型サービスについては、指定権限が各市町村に付与されておりますところから、利用に際して若干の

制約が生じてまいります。配付させていただきました事前送付資料の1、「市町村の圏域を超えた地域密着型サービスの利用について」という資料をごらんください。

地域密着型サービスの本来の趣旨が、「住みなれた地域でできる限り継続して介護を受けていただく」という内容である以上、基本的には市民の皆さんには市内の事業所をご利用いただき、また市内の事業所について他市の市民の方がご利用いただくことはお断りするべきであるというふうにも考えられます。しかし、例えば市境にお住まいの方や、何らかの事情で市内にお住まいではあるものの住民票を移さずに他市に置いたままの方もおられるというところではあります。こうした方々の間にも地域密着型サービスを利用するという需要がございますので、例外的に、市民でない方の利用を認めさせていただく方策が必要となります。

このような場合、現状では、利用者の住民票が置かれている地域の市町村と、事業所の所在する地域の市町村が互いに連絡して調整を行うことで利用が可能となっております。

資料1の1ページの下段に図示をさせていただいておりますが、この図の例でいきますと、A市にお住まいのQさんは、本来、地域密着型サービスをご利用いただく場合は、A市内に所在するY事業所をお使いいただくこととなります。しかし、QさんはごらんのようにB市との市境にお住まいで、遠くのY事業所に通ったり入所されたりするよりも、むしろ近くのB市にあるX事業所を利用されたほうが便利な状況です。

このような場合、A市としては、無理にA市内のY事業所のご利用をお勧めしてしまうと、かえって、地域密着型サービスの本旨でありました「住みなれた地域での介護」という理念に反してしまうことがございます。そこで、このようなご利用者の方のご要望がございました場合、A市とB市が連絡調整を行い、QさんにX事業所を利用していただくこととなります。

資料で申しますと2ページ目の上段に図示をさせていただいておりますが、具体的には、Qさんのご要望を承ったA市からB市に対し、そのようなご要望があったという旨を伝えて、X事業所の利用について同意をしてもらうようお願いをします。これを受けたB市側は、市内の需要の状況等を勘案し、問題がなければQさんにX事業所を利用していただく上での同意を行うこと

になります。A市はB市からの同意をもとに、市外の地域密着型サービス事業者であるX事業所を指定し、こうして初めてQさんの利用が可能になるという仕組みでございます。

続きまして、では具体的な議題に入らせていただきます。

まず、他市所在の地域密着型サービス事業者の指定について、お話をさせていただきたいと思います。

他市に所在する事業所を小金井市が指定する場合ですので、パターンとしては、資料1の中では3ページに記載の、「小金井市民が他市の地域密着型サービス事業所を利用する場合」に当たります。

対象となる事業所は2カ所になります。事前にお送りさせていただきました資料2の申請書類の概要版をごらんください。

いずれも、至誠学舎東京さんの運営される、西東京市の認知症対応型通所介護事業所になります。こちらには介護予防認知症対応型通所介護事業所も含まれます。

認知症対応型通所介護事業所——介護予防も含みますが——といたすのは、日中、特に認知症の方に特化して、利用者様に通っていただいて、入浴や食事の介助、簡単なリハビリ体操などの介護サービスを受けていただくといったサービスになります。

対象事業所の名称は「緑寿園ケアセンター」と「サンメール尚和デイケアセンター」になります。いずれも特別養護老人ホームに隣接する事業所で、隣り合わせの敷地に所在しています。

小金井市の方で利用されているのは、現在のところ、緑寿園ケアセンターさんが3名、サンメール尚和デイケアセンターさんが2名となっております。

いずれの事業所につきましても、平成18年7月1日付の新規指定を行っており、それから6年が経過いたしましたので、今回、改めて指定の更新ということで指定を受け付けております。

さて、お示しいたしました2つの事業所のように、他市に所在しております事業所の指定につきましては、厚生労働省発出の平成18年度介護保険Q&Aにおきまして、「各保険者の判断で、運営協議会への諮問を省略できる」とされておりますところを、当市におきましては、既に所在する地域——本件の場合ですと西東京市さんですが、その保険者さんにおいて、当市で行う指

定手続と同様の手続が行われていること、それから所在地が当市の区域外であるため、書面審査のみの形式的側面が強いこと、地域密着型サービスの定着とともに指定件数も徐々に増加してきており、運営協議会の負担も増加することが見込まれること等などの理由から、協議会の場においては指定事項のご報告のみを行うこととさせていただく旨を、平成19年10月25日開催の本会でご了承をいただいておりますところでございます。

以上の点を踏まえまして、他市所在の2事業所について指定を更新いたしましたので、ご報告を申し上げます。

ここまでのところで、何かご質問等があればお伺いさせていただきたいと思いますが。

(酒井委員長) それでは、報告ということですが、何かご質問などは。

前半は地域密着型の利用の定義みたいなどころがありました。それと絡んでも構いませんけれども。それと、今の2件ですね。指定の報告について、何かご質問があればと思います。

(高橋委員) 市民公募の高橋です。他市の事業者というのはこの2つしかないのですか。

(森谷主任) 事務局の森谷でございます。今回たまたま、今年度の更新の指定に当たっておりますのがこちらの2事業所さんでございます。全体的にはまだかなりの数が他市指定をさせていただいております実績がございます。

正確な数字については、ちょっと今は失念してしまったのですが、30件以上はあると記憶しております。

(酒井委員長) 小金井市さんは、三鷹とか武蔵野とか国分寺、府中、西東京……武蔵野はないか、それぐらいの市と囲まれていますから、多分幾つもあると思いますけれども。

6年を単位として指定の更新ということになりますので、これは18年にそういう法律になっておりますので、ちょうど今6年ですよね。18年にやっていますから。また随時出てくるということですね。

はい、どうぞ。

(小山委員) 小山と申します。既に指定がされているという理解でよろしいですね。

(酒井委員長) そうですね。

(小山委員) そういう前提でちょっとお聞きしたいのですが、この事業所の運営規程というのは、何かひな形があるのですか。大体同じようなパターンになっているかと思うのですが。

ここで、先ほどのように配置基準という、職員の基準があると思いますが、ちょっとよくわからない部分があります。例えば職員の配置の関係で、4ページですが、申請書の中に人数とか書いてあります。このなかの管理者さんという人は何か専門の資格とかをお持ちなのか。あるいは特に資格はお持ちでないのか。それから、介護福祉士というのは国家資格でわかるのですが、機能訓練指導員とかはどういう方がやっていらっしゃるのか。例えばリハビリなどは専門的でより高度な技術、知識が求められると思います。介護の質の低下を招かないことが必要だと思います。こちらではどういう方が携わっていらっしゃるのか、どういう資格をお持ちの方がいらっしゃるのかわかれば教えていただければと思います。

(酒井委員長) 事務局、よろしいですか。

(森谷主任) 事務局の森谷でございます。後ほどの議題のところにもかかわってくるかと思うのですが、こちらについては地域密着型の各事業についての人員ですとか、そういったものを定める基準というのが、現状ですと国の基準に従っておりますが、定められておまして、そちらの中に、例えば管理者の方であればこういった資格が必要、といった要件については記載がされております。

中でも、リハビリ関係ということになりますと、機能訓練指導員の方ですと、例えば理学療法士等の資格をお持ちでなければならないとか、看護師の資格をお持ちでなければならないとか、あと看護職員についても、配置基準ということで、定員何名以上であれば1名の看護師の方を必ず配置するというような形で基準が制定されてございます。

こちらの運営基準自体のひな形ということですが、特に、これに従って作成していただくというものがあるわけではございませんが、基準の中でも、運営規程には最低限どういったことを記載しなければならないといった規定がございますので、そちらと、あとはそういった基準の内容を参考にさせていただいて、各事業者さんのほうで作成をしていただいているという状況でございます。

以上です。

(酒井委員長) 運営規程は大体、介護保険の始まるときから、いろいろな流れの中で、大体一つのパターン化されたものが多分出てきているので、似たり寄ったりというのはあるのではないですかね。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。それと、今回、今の議題のものは「更新」という形ですが、新規の際にはどういった方、どういう資格を持った方が従事されるかというようなことも含めて一定の資料を提出していただいて、課内で基準との整合性を確認した段階で皆さんにお諮りしている形になっております。

(酒井委員長) はい、どうぞ。

(小山委員) この資料ですと、ちょっとわからない部分があるのですが、やはり良質のサービスを利用者に届けるということ、あるいはあってはならないことですが、たまに不祥事などが報道されます。その辺のところはきちっとやっていただきたいということがありますので、そういうものができればわかりやすいのかなという気がしたものですからお聞きしました。わかりました。

(酒井委員長) はい、どうぞ。

(山極委員) 2点あるのですが、1点は、この事業者指定にかかわる、至誠学舎の関係のところ、2ページで、通常の事業実施の地域のところの地域割のところ、小金井市に関しては梶野町と関野町一丁目という形で限定されているわけですが、このあたりは、保険者としては、さっきは市境のケースで近いところということで、地域的には限定ありということが前提ということによろしいのかどうかという確認と、あと、ちょっと前に話は戻りますが、資料1の4ページ目の⑤に、事業所を運営する事業者が利用者の住所地の保険者に指定申請をすると書いてあります。これは、呼び寄せ介護のときに、例えば遠隔地の、極端に言えば北海道の母親を小金井市で見るといふときに、小金井市の認知症のケアを受けたいというときに、指定申請をするところから始めるとものすごく時間がかかったり、手続的にすごく厄介だったりするわけです。家族は、ケアがそこから始まった時点からかなり泡を食ってしまっていて、例えば共稼ぎとか何だとかいう状況であれば、早目に指定を受けてほしいということになるわけですが、なかなかそこは手続的に層

簡単にはいかない部分があるということです。

そのときに、例えば同じ資料1の3ページ目の、手続の流れの上のほうの※の2番目のところ、小金井市は小平市や武蔵野市、国分寺市等と協定を結んでおり、個別の指定を省略して、互いの利用者の受け入れを行う覚書を取り交わしています、という文章があります。これがもし、今ここに書いてある市以外の地域とも柔軟に結べるのであれば、その指定の関係をそんなに難しく考えなくてもいいのかなと。

もちろん、事業者側の都合だとかそういったこともあるかと思うのですが、呼び寄せ介護というのは実はあまり珍しくなくて、最近よくあるものですから、過去にそういうケースもあったものですから。ただ、そのときはすごく手続に時間がかかるということで、できなかったのです。それでやむを得ず、認知のある方を一般のほうでお受けしたという形なのです。一般のほうは地域密着型の縛りがないので、そちらでは対応できるのですが、でも、本質的に考えると、地域密着型の認知症専門のケアを受けられるほうがベターなわけです。

そこら辺のところ、こういう協定が結べる、覚書を交わせるということが裏技的に使えるのならば、そのほうが小金井市民にとってはいいのかなと思ったので、その2点について伺いたい。

(酒井委員長) ではよろしく申し上げます。

(介護福祉課長) すみません、大枠的な話を私のほうからさせていただきます。

地域密着型なのですが、最初にお話ししたとおり、基本はそこにお住まいの方がその地域での施設を利用するというのが大原則です。つまりは、小金井市内の施設を小金井市民の方に使っていただくということが原則なのです。ちょっと先ほどの例で市境の話が出ていましたが、どちらかというよりは、まずは今、小金井市に、先ほどお話ししたとおり4カ所のグループホームがあります。そちらについてもまるっきり待機者が不在ではないのです。入所を待っていらっしゃる方もいらっしゃいます。

例えば、小金井市民の方が他市の施設を利用する、またはほかの市の方が小金井市の施設を利用するというのは、まずはそれぞれの施設に空きがあること、また、そこを使いたいという該当市の待っていらっしゃる方、利用したいと

いう待ちの方がいらっしやらないということ、そういうところが基本的にはあると思います。

では、待ちがないからすぐに受け入れてしまうかという、それぞれ市町村によって一定の規定を持っているような話も聞いております。今はあきがないけれども、あしたになったら使いたいという市民が来るかもしれない。なのに、「いいよ」ということで他市の人が入ってしまえば、グループホームなどは当然利用が長くなることも想定できます。そうすると市民の利用の枠が狭まるということがございます。

ですので、そのような各市のそのときの状況というものもございますので、やはり最初に新規でお話があるときは、まずは該当者がいらっしやって、ここに入りたいといったときに、そこの施設の状況等を勘案するということから始まるのです。

今回、更新の場合は、もう既に入っている方の施設側の6年の期間が過ぎたための更新という形になります。

補足があれば、職員のほうから。

(森谷主任) 事務局の森谷でございます。先ほどご質問いただきました1点目の、地域の区分のところでございますが、緑寿園ケアセンターさんのほうで、小金井市については括弧書きで梶野町、関野町一丁目ということで認定をいただいているところですが、これは市として、この地域に区切っていただくことを緑寿園ケアセンターさんのほうにお願いするという趣旨等ではなくて、あくまでも緑寿園ケアセンターさんのほうで通常の事業の実施地域として、目安として設けていただいている項目でございますので、これ以外の地域の利用者さんについてご利用いただくことを市として制限しているという状況ではございません。

(酒井委員長) これは先ほど5名の、小金井市民で西東京の施設を使っているのが5名とおっしゃいましたが、その5名が該当するエリアをここに指定してある。そこは一致しなければおかしいよね。

(山極委員) そこまで自分の質問は細かいというわけではなかったのですが、ただ、市が指定するというのであれば、その事業者さんにとっては利用できるわけですね、基本的には。指定した以上は。そうすると、一つの社会資源としては、選択肢としては非常に広がるわけで、そのエリアが決めら



れてしまうというのは、お住まいの地域によっては、使いたいけれど使えないというようなジレンマがあるのかなというところで、エリア限定というのは現実的にはそういうことはあると思うのですが、ただ、できる限り広く受け入れていただけたらなおよいのかなというところで、それで市のスタンスというのはどうかと。

あともう1点、先ほど課長がおっしゃった話は、要は待機者がいないというところで遠隔地の指定を協定レベルで結ぶことができれば、速やかに利用につながるのかなというところで、そういうことが隣接市とだけではなくて、呼び寄せ介護などの場合でも応用がきかないのかなと思ったのです。そこはどうか。

(酒井委員長) 保険者はあくまでも出資元ですよ。

(山極委員) そうなんですよ。

(森谷主任) こちらの資料1の3ページの上から2段目の※のところの例外の部分をお読みいただきまして、一応現在、協定の形で、特に利用者の方、個別の限定をせずにさせていただいているのが、「夜間対応型訪問介護サービス」というサービス種別でございまして、こちらのほうも、地域密着型制度が始まってからほどなくして新規に創設された事業種別、サービス種別でございまして、

創設当時、あまり都内にも事業所の数が少ないということがありまして、なかなか小金井市内の、自前のといいますか、市内の事業者さんを立ち上げていただくのが難しいというような考えが背景にございまして、その上で、国も制度として認めたような形での提携でございまして、あくまでもこれは例外中の例外の扱いというような形になると思います。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。多分、小金井のグループホームなどについては、この地域密着型サービスができる前からあったような事業所さんもございまして、そういった関係で、結構小金井は他市の方を受け入れている部分もございまして、あとは、利用者さんのほうでよその市のところに行きたいというところがあれば、働きかけはできるだけするようにしております。受け入れられる範囲であれば受け入れるという方向は、今まで持ってきたところでは、

ただ、今後のことを考えますと、やはり地域密着型サービスというものが

意味するところを考え、また高齢者の方がふえていって、そういうところに入りたいという方もこれからどんどんふえていくと思います。例えば広域施設である特別養護老人ホーム、どこのところでも待機者がいらっしゃるような状況で、そのかわりの施設に、本来の趣旨とは違う形で、このグループホーム等を利用したいというふうに考えられる方もいらっしゃいます。

そうすると、当然、本当はご利用いただければいいのですが、そのところで何を優先するかというのはサービスごとの内容もしくは趣旨によって変わってくるところがあるかなというところで、すごく難しいところかなと考えているところです。

そういう需要も含めまして、市内にどういった施設を地域密着型で配置していくかということについて、ご意見を承れればと思いますので、よろしく願いいたします。

(酒井委員長) 呼び寄せ介護に関しては、例えば市内の地域密着型のサービスを利用することについては、それは柔軟に対応しているということですか。

(介護福祉課長) 時間がかかることはあります。あとは状況とか内容とか。ご本人の状況もありますけれども、そこによってはどういう形になるかと思えます。

(酒井委員長) はい。よろしいですか。

それでは、資料1と2の報告ですが、一応了承ということで、関係の2点はそういうふうにしたいと思えます。

それでは、資料3、「また明日デイホーム」の更新につきまして、報告をお願いいたします。

(森谷主任) 事務局の森谷でございます。それでは引き続きまして、小金井市内の地域密着型サービス事業所の更新申請につきましてお諮りいたします。

こちらは、これまでご説明いたしました、圏域をまたぐ形での指定ではなくて、純粹に小金井市内に所在する事業者さんの指定になります。

お手元の資料3、申請書類の概要版をごらんください。

対象となる事業者さんは「また明日デイホーム」でございます。所在地は貫井南町四丁目14-14、ヴィレッジ・パル1階になります。サービス種別は認知症対応型通所介護事業所です。介護予防認知症対応型通所介護事業所は指定を受けておりませんので、こちらは要支援の介護の方はご利用いただけ

ない事業所さんです。利用定員は1日12名で、最新の利用状況では27名の方が利用されております。

平成18年12月1日に、地域密着型の認知症対応型通所介護事業所として指定を受けまして、今月末でちょうど6年目を迎えるため、今回、更新指定の運びとなったものです。

ご存じの向きも多いかと思いますが、こちらの事業所は託児所と高齢者向け施設を同じフロアで開設されている非常にユニークな施設でございまして、その認知症の改善・予防に対する効果や、地域への貢献といった側面から、雑誌や新聞などで繰り返し取り上げられている事業所でございます。

更新の指定に先立ちまして、市では実際の介護現場の状況を把握し、あわせて不適切な点については指摘を行って、事業所にサービス向上を図っていただくため、平成24年10月11日に実地調査・実地指導を実施いたしました。

結果として、おおむね良好な介護を提供していただいている状況ではありましたが、幾つかの点において不適切と認められる事項がございました。このうち、利用者のご家族の個人情報の取り扱いについて、利用者本人のみの同意に基づいて取り扱いをしており、ご家族の方には同意を得ていなかった点。それから、苦情申し立ての窓口として、事業所の担当者と連絡先のみを掲示でご案内されていたのですが、その中に市の介護福祉課や東京都国民保険団体連合会の介護サービス苦情申し立て窓口の連絡先をご案内していただいている点については、文書でもって指摘をいたしまして、事業所側から改善の報告をいただいているところでございます。

以上、「また明日デイホーム」につきまして、更新申請を受けまして、市といたしまして更新審査を行った結果、全体的にはおおむね適正な事業運営をいただいていると判断いたしましたので、平成25年12月1日付で、引き続き更新の指定を行いたく、お諮りいたします。よろしく願いいたします。

(酒井委員長) 何かご質問は。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

(高橋委員) 高橋です。当市には一体幾つ所在があるのかということと、それから、この指定更新をするとき、もう1回プロポーザルのような形でやるのか、それともある一定の基準に達していれば認定という形にするのか、その2点を教えていただきたい。

(森谷主任) 事務局の森谷でございます。認知症対応型通所介護事業所につきましては、現在、小金井市内に7つ、事業所を指定してございます。

更新指定の方法についてですが、何か新しい事業というような形でというご趣旨でしょうか。手続といたしましては、申請の際にいただいた資料となる書類を、更新のものということでいま一度ご提出をいただいて、それとあわせて、基本的には、実際に現場のほうを市の担当の者で伺わせていただきまして、不適切な点がないかどうかをチェックさせていただくという流れで審査をさせていただいております。

(酒井委員長) そうすると、更新の手続としては、現場へ行ってチェックするのと、書類チェックということでやっているということですね。

プロポーザルということでは——プロポーザルというのは、例えばある事業をやるために手を挙げてくれという形でやるやつですから、これはちょっと、継続が前提のやつですから。だから継続をするときのチェックといいますが、その辺をどうしているかということですね。

よろしいですか。ちょっと伺っておきたいのですが、先ほど、苦情対応のことで、22年に調査をされて文書の指摘を行ったということですが、この事業所は東京都の第三者評価は受けていらっしゃるでしょうか。福祉ナビで公表されていますか。

(森谷主任) 事務局の森谷です。以前、受けられた経緯があるとおっしゃっていましたが、直近ではしばらくはされていらっしゃるということでしたので、その点も含めて、今回、実地調査をさせていただきまして、チェックをさせていただいたところでございます。

(酒井委員長) ちょっと聞いておきたいのですが、託児所とデイホームと一緒にという。同じフロアですか。それは非常にユニークですよ。

(森谷主任) はい。私も実際、現場で確認をさせていただいたのですが、伺ったのは朝方だったのですが、高齢者の方とお子さんが同じフロアで朝のミーティングといいたいでしょうか、1つの輪になっていて、和気あいあいと。

プログラム自体は全く同じというわけではなくて、お子さんがお散歩に出られるときは高齢者の方だけで語らいの時間というような形で、分けていただいた上で。ただ、やはり高齢者の方も、お子さんと触れ合うことによって非常に刺激になったりというような部分があるということで、介護の面でも、

それからお子さんを持つ親御さんについても、高齢者の方との触れ合いを通じて子育ての参考になる点が非常に多いというような声もあるということでございますので、非常に良好なケアを提供していただいているのかなと感じました。

(酒井委員長) その託児所というのは公的な保育所なのですか。それとも認証とか無認可とか。その辺はどういう種類の託児所ですか。

(福祉保健部長) 福祉保健部長です。済みません、確認はしていないのですが、少なくとも公立の保育園ではございません。

(酒井委員長) ただ、認可園ではないということですよ、恐らく。

(福祉保健部長) そうですね。無認可だったと思います。

(酒井委員長) 無認可ですよ、多分。認証もとれないと思います。はい。

(小山委員) 今、委員長がお聞きになったことをお聞きしたいと思ったのですが。そうすると、例えば、認可に当たって平米数とかがありますよね。その託児所というのは混在してしまっているのですか。あるいは職員の配置で、例えば保育士がいるとか、どうなっているのでしょうか。高齢者のほうの介護職員と保育士のすみ分けがわからなくはないですか……。

(酒井委員長) 一般的には、ですから託児所のほうがある程度公的な性格を持っていけば、東京都に届け出を出して、ちゃんと面積とか、すみ分けを、形式上はそれぞれの面積が専用で何平米あるかという形が必要ですが、全くの無認可で勝手にやっているということであれば、それは公には一切出てこない数字ですから。と思うのです。その辺が、ちょっと僕も聞いたかったのだけれど。

(介護福祉課長) 託児所の部分については、ちょっとこちらのほうでは管轄外になりますので、詳細についてはわかりかねるのですが、あくまで介護福祉課のほうでは、介護保険のサービスの地域密着型に該当するかどうかの視点での実地調査をさせていただいて、基準に従っているかどうかを確認させていただいているところです。

(酒井委員長) 44平米で載っているから、そんなに広くはない。

(高橋委員) ぱっと、ずっと、ずどーんと全部敷居をとってしまって、縦長というか横長というか、そういう形で施設が。その目の前に公園がありますので、そこで子供たちが遊んだり、車椅子でというような形で。

(酒井委員長) 託児の子供というのはどのぐらいいらっしゃるのですか。

(高橋委員) ちょっと私も1回ぐらいしか行ったことがないのでわからないのですが。昼の部屋があって、小さい子供たちが何人か抱っこされていたりとか。それから小学生とかも預かってくれるのです。放課後。割と人の出入りが多い。地域密着という。

(介護福祉課長) 多分なのですが、保育園とか保育所という形式というよりも、お子さんをお預かりするという自主事業のような形でやっていらっしゃる可能性が高いと思います。例えばお仕事をされていてずっと預けるとかいうイメージだけではなくて、例えばちょっと放課後、学校からの帰りに寄るとか、あとは小さいお子さんで、ちょっとお母様が病院に行ってくるからその間とか、そういう形の方策をとっていらっしゃるのではないかと思います。

(森谷主任) 人員配置についてですが、一応、介護保険上も、職員の方については兼職その他の職務をしていただくことは認められているということもございまして、そういったものを駆使されて、託児所で保育士の資格をお持ちの方が、特段資格が必要でないようなことについては、一部の時間でやりくりをして、介護保険施設としての必要な人員数その他というのは常に確保されているということは確認をさせていただきます。

お子様の数ですが、定員のようなものがあるのかどうかは確認していませんが、おおむね10名前後ぐらいのお子様で、私が参りましたときにはいらっしゃいました。

(小山委員) 子育てに関してお年寄りのいろいろな知恵は、二義的な効果はあるかと思うのですが、本来業務から外れてしまって、何か事故があった場合にどうするのかというのがちょっと心配です。

(酒井委員長) 事故が起きてしまうと、こういうのは。

(小山委員) イメージがなかなか湧かないのですが、この規程にはないんですが。現実にはやっていたらいいわけですね。そういうことはどうなのかなというのが、ちょっと気になるころではあるのですが。

(福祉保健部長) 福祉保健部長です。今の小山委員のご質問なのですが、確かにそこは懸念されるころであるとは思いますが。こちらの事業所については、少し歴史も長くあるようでして、さまざまな手法を使いながら、独自のケアをしているということで、事故が起こらないような策についてもきちん

とってはいるのですが、ここに盛り込めていないというところは考えるところがあると思いますので、こちらが実地調査に行く段でも、その点については一応確認をしているということなので、よろしく願いいたします。

(酒井委員長) よろしいですか。

では一応、資料3の「また明日デイホーム」の更新については了承するというようにしたいと思います。

それでは、次が資料4と5にかかわることで、新しい事業者の選定、指定ということに絡む議案でございます。

では事務局のほう、よろしく願いいたします。

(森谷主任) 続きましては、更新指定ではなくて新規に指定申請がありましたものについてお諮り申し上げます。

サービス種別は「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」になります。

この定期巡回・随時対応型訪問介護看護と申しますのは、本年4月に行われました介護保険法の改正に伴いまして新設されたサービス種別になりますので、この場をおかりして新しいサービスの内容についても簡単にご紹介申し上げます。

お手元でございます、「小金井市保健福祉総合計画」の237ページにイメージ図を掲載してございますので、ごらんください。表の34番になります。

こちらのサービスは、文字どおり、訪問介護員と訪問看護師が定期的に利用者のご自宅を訪問し、入浴や排泄・食事などの介護や医療行為を実施するのにあわせ、各利用者宅にケアコール端末と呼ばれる端末機を設置し、例えば急な容体変化や転倒の際においてもボタン一つで介護員や看護師が駆けつけるといったサービスを提供するものになります。

これまで、在宅のサービスについては訪問介護サービスや訪問看護サービスがこれを担ってまいりましたが、いずれのサービスも、ケアプランに基づき事前に訪問時間が決められているなど、急激な容体変化等についても、これを電話で受けて、担当のケアマネージャーに確認をとりつつ実施するというような形をとるといったようなことがありまして、手続や物理的な連絡手段が煩雑で、いざというときの速報が非常に困難でありました。このため、容体が急変するような利用者や、高齢者のみで生活を行う高齢者世帯などで発生する転倒事故などには十分に対応できなかったという経緯がございます。

このような利用者の生活上の不便が、すなわち在宅介護の限界とされまして、こうした事態が起こり得るために対応が必要となった場合、そういった利用者にはこれまでは介護保険施設などへの入所をお勧めするしか方策がございませんでした。

しかし、この新サービスが導入されることにより、ご自宅のケアコール端末を、いわば施設のナースコールボタンのように利用していただくことで、これまでなら施設に入所いただくしか介護の方策がなかった方々でも、より長く在宅での介護を受けていただくことが可能になるものでございます。

また、この新サービスには、訪問介護事業所と訪問看護事業所が一体的に、または連携して運営に当たるものとされており、例えば病気からの回復期にある方が退院され、在宅に戻られた際にご利用いただくことで、医療と介護の谷間をなくし、無理のない医療と連携した介護への移行を促すサービスとしての注目されているところでございます。

このようなサービスの創設を受けまして、小金井市でも、医療と福祉の連携の目玉として整備を目指してきたところでございます。先ほどお示しました「小金井市保健福祉総合計画」の209ページをごらんください。

こちらの上段に記載がございます④、医療と福祉の連携の部分、実施する事業がその下の表に示されておりますが、その下段に、このサービスについての言及がございます。定期巡回・順次対応型訪問介護看護事業の整備を進めますということで、計画にも掲載をさせていただいているところでございます。

資料は、この計画をもとに、本年8月1日から8月31日までの日程で、本サービスについての公募を実施いたしました。公募に際しましては、平成24年7月9日に開催されました第1回介護保険運営協議会全体会にお諮りいたしまして、運営法人の健全性、事業計画、市の福祉政策への協力等を公募事業者の評価のポイントとしてお示しした公募基準をご承認いただいております。

その結果として、8月21日に1件の事業者に公募をいただきました。これを受けまして、9月以降につきましては公募基準に基づき市福祉保健部の管理職者において総合的に評価を行っていたところでございます。

その結果をお示ししておりますのが、お配りしております資料4、A3判



の横長の用紙で作成させていただきました一覧表でございます。

こちらの3ページ、めくっていただいて2枚目の一番下の欄でございますが、百点満点とした場合の調整値を一覧にさせていただきます。おおむね全ての評価者において、6割台から7割台の点数をつけて評価するというような結果となりました。

評価となりました応募対象事業者さんについては、資料5の申請書類の概要版をごらんください。

事業者名は「ジャパンケア小金井」さんになります。運営法人は株式会社ジャパンケアサービスでございます。この法人は、東京都豊島区に本社を置いておりまして、全国的に事業所を展開する大手の事業者さんになります。小金井市でも平成20年度から事業を展開されておりまして、訪問介護や居宅介護支援——ケアマネージャーということですから——を実施されてきたところでございます。

今回の指定に際しましては、既存の事業所を改装する形で必要な設備を整え、事業を展開するという話でございました。当該事業所は連雀通り沿いにございまして、こちらからもほど近い位置に所在しております。ちょうど、市の圏域の真ん中に位置するような場所でございまして、市内各所に点在する利用者さんのご自宅に急行するについても利便性の高いところに本拠を置かれているというところなんです。

事務局といたしましては、応募事業者以上に当該サービスを適正に運営できる資本力・技術・経験を有する事業者が存在しないこと。応募事業者としても福祉保健総合計画のあり方に賛同し、今後の福祉政策の推進に積極的に協力していく気概を持っていらっしゃる。それから既に武蔵野市等、近隣の地域で同じサービスの運用を開始した実績があることなどから、応募事業者であるジャパンケア小金井さんを指定するというご承認を賜り、事業運営をお任せしたいと考えております。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

(酒井委員長) 今年から創設された新しいサービスに対しての参入ということになりますので、議論をしたいと思いますが、まず、ご質問などは。

(相原委員) 相原です。2点ありまして、概要の2ページと3ページのところですが、看護師というところが空白になっていまして、事業としては訪問

介護看護ということですが、この辺の認識はどうしたほうがいいのかとお考えかということと、あと、審査の際の、管理職A、B、C、D、E、Fと書かれている方たちというのは、実際どのような部署の方なのかという点です。

(酒井委員長) 2点、お願いします。

(森谷主任) 事務局の森谷でございます。こちらの新サービスの定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業につきましては、訪問看護ステーションを自前で創設していただく形と、あとは既存の訪問看護ステーションさんと連携をとっていただいて、提携の形でサービスを提供していただくという2つの方式がございます。

今回応募いただいた事業者さんにつきましては、なかなか自前でステーションを設立されるということは、人員の配置上難しいということで、既に市内もしくは近隣市で操業を開始されていらっしゃる訪問看護ステーションさんと提携をした上で、必要な方には医療サービスを提供させていただきたいというご意向をいただいておりますので、市としてもそういった形で提供していただければと考えているところでございます。

(介護福祉課長) 2点目について。小金井市の福祉保健部の管理職になります。ちなみに、課名を申し上げますと、地域福祉課、障害福祉課、健康課と、私ども介護福祉課の4課がございます。4課の管理職と部長職ということでお考えいただければと思います。

(酒井委員長) 公募をして、手が上がったのが1事業者だけという認識でよろしいですか。

(介護福祉課長) はい。

(吉田委員) もう1件いいですか。私も、この24時間対応の新しいサービスについては非常に関心を持っていまして、今までの流れを新聞などで読んでいるのですが、なかなか、これは新機軸のサービスであって、手を挙げる事業者が果たしているのかということがまず先に心配されたようです。

ジャパンケアはえらく最初の段階から積極的に、夜間に勤務する人を非常に早いうちから手を打ったというような紹介の記事が新聞に出ていました。よく中身は知りませんが、非常に積極的な事業者であると思うし、また、このサービスでやるという手を挙げるところが極めて少ないから、これはもうオーケーするということがいいのではないかというのが私の結論です。

(酒井委員長)先ほどの相原委員の質問の関連なのですが、連携型であれば、訪問介護と看護ですね、これは記載事項の中ほどであります、連携する訪問看護事業所、ここに未記載というままでよろしいのですか。実際の 。でないとは意味がないような感じがするのですが。どうなのですか。

要するに、俗に言う連携型ですよ。連携型をこの書類の中で確認できるものがあるかないかということですが。

(森谷主任)こちらの連携先につきましても、あくまでも自前で1つ建てるという形ではございませんので、恐らく複数の事業者さんと連携をしていただくという形になるかと思えます。

その中で、既に連携をご了承いただいているところもあるのですが、現在交渉中というところもございまして、サービス提供自体には特に問題はないということなのですが、それが最終的に幾つになるのかということについては、いまだ態度を表明されていらないステーションもいらっしゃるということで、入れていいものかどうか不明であるということで、空欄という形で受け付けさせていただいているところです。

(酒井委員長)要するに、小金井市が指定されるので、そういう曖昧さの中で、あと1週間、十日ですよ。12月1日だから。要は、新機軸の新しい事業展開をこういう形でやるのだというのがはっきりあれば、ここで審議するのも非常に安心感があるのですが、今の段階ではまだちょっとはっきりしない部分がありますよ、みたいなことだと、ここでの議論も難しい部分があるのですが。

その辺、何か事務局から、何かばしっといい話はないですか。

(介護福祉課長)そうしましたら、この点につきましては、12月1日から業務を開始したいという意向のものでありますので、こちらでご承認いただいた後、ここは確実に1カ所以上あるということを確認の上で指定を出すという方向で考えさせていただければと思います。

実際には幾つかのところと準備を進めていただいているということは伺っているところです。

(酒井委員長)そういう条件つきでということ。

(吉田委員)はい、結構です。

(酒井委員長)ただ、実際に、利用者さんというのは今から登録してもらう

わけですね。だから、実際に軌道に乗るのは、多分何カ月か先になるのだろうと思いますけれども。

(福祉保健部長) 福祉保健部長です。今ご指摘いただいた部分につきましては、確におっしゃるとおりでございます。指定するに当たりまして非常に大事な部分でございますので、改めて事業所のほうに確認を、こちらのほうでいたしまして、皆様に後日お知らせをさせていただき、それをもってご承認いただくということでご理解をいただけますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

(酒井委員長) それでよろしいですか。

ちなみに、こういう事業を展開する自治体というのは、多摩地区ではどのくらいあるのですか。把握されているところで。

(介護福祉課長) まだ、今年の4月からサービスの中に入ったものです。今年の10月末の時点で、実際に開始しているところが、八王子市が先行公募中であるとか、国分寺市も10月末の時点で公募は終了しているような段階です。武蔵野市は、たしかモデル事業をやっていた関係上、ことしの4月から実施をされています。これが1カ所ですね。あと、調布市も12月の開設を目指して、今、準備を進めているというところなので、26市の中ではまだ始まっていないような状況もございます。

小金井市の場合は、先ほど、一番最初のお話にもあったとおり、夜間対応型が、市内に事業所がなかったために、近隣の市にある事業所を、地域密着型にもかかわらず使わせていただくような形をお願いをしてやっていたという実態がございます。そういうこともございまして、市のほうではこの新規のサービスをできるだけ早い時期に入れたいと考えたところではあります。

(酒井委員長) わかりました。よろしいですね。

どうぞ。

(高橋委員) この、長い資料4の中なのですが、こちらで8点、教えていただきたいところがあります。

まずは1ページ目の上から3行目の一番右、コメントのところですが、「類似事業において、都内外で指摘を受けた経過があるが」、改善報告されている、指定取り消し等はないということですが、この「指摘」という部分が何になるのかが知りたいです。

2 ページ目に行きます。2 点目です。上から 2 段目のコメントのところ、  
「社会福祉士の有資格者を配置することが理想【管理職 B】」ということで、  
管理職 B の方は評価が「2」と非常に低くなっているのです。こういう事業の  
ときには社会福祉士の有資格者を配置するということは望ましいのか、それ  
とも。決まっていはいないのですかね。ちょっとそこら辺がよくわからない。

3 点目は、下から 3 番目のやはりコメントですが、「自動車及び自転車の保  
有が確認できない」。これはどういうふうになっているのかということ。それ  
から、一番下のコメントで、「車椅子利用者が来所した場合の入り口ドアの形  
状はどうか（自動ドアか）」という、これがそのままになっているのか教えて  
ください。これの横のところを見ると、管理職 F のところがやはり「2」と  
いう非常に低い評価なのですが、どうしてこの管理職 F の方が「2」という  
低い評価なのかということ。

3 ページ目に行きます。医療との連携、今のお話にもあったと思うので  
すが、医療との連携という部分で一体どういうふうになっているのかというこ  
と。この事業自体、認知症のみの対応と考えているのか、あるいは末期がん  
などでも在宅医療は当然あって、私は横浜で母の末期がんの在宅をしたとき  
に、この 24 時間体制の看護ステーションを受けているのです。そのときに、  
私は在宅のホスピス医に来ていただいています。医療ということで。末期が  
んの終末期医療ということを考えてみると、やはり在宅ホスピス医などの医療と  
の連携というものが必要になってくると思うのですが、その辺をどういうふ  
うにお考えになっているのか。これが 6 点目です。

7 点目はその下のところです。地域との連携というところで、地域社会の  
催事やコミュニティに奉仕する姿勢を示しているとか、こういうコミュニテ  
ィ、地域社会ということが、看護ステーションにとって必要なのかどうなの  
かというのがちょっとよくわからないので、ここの部分を教えていただきたい。

最後ですが、その下の緊急時の体制。緊急時の対応方法が具体的に定めら  
れているかという評価が、管理職の方は全部、オール 3 なのです。オール 3  
というのはこの評価の中でもかなり低い評価なので、ここら辺がどうなっ  
ているか。

済みません、たくさんなのですが、この 8 点を教えていただきたい。

(森谷主任) 事務局の森谷でございます。今ご指摘いただいた8点ですが、まず最初の1番目、都内外で指摘を受けた経過ということですが、何分、事業者さんがかなりたくさんございまして、全国的に数百を展開されておりますので、その中で、例えば先ほどの、当市の「また明日デイホーム」さんの中でもございましたが、文書指摘を受けたような内容というの、更新の際などに実地指導を受けられているということでございます。

この中で、指定取り消し等はないというのは、その中でも、何らかの形で、事業運営をしていただくのはこの事業者には難しいというようなことが判断されて、取り消しという形の深刻な処分はなかったという趣旨でございます。

(高橋委員) とうか、この指摘部分は何かということを知りたいのですが。

(森谷主任) 多岐にわたっておりますので……。

(高橋委員) 多岐なのですか。

(森谷主任) それは各事業所さん、全国の事業所さんで、例えばある事業所さんでは個人情報の保護についてであるとか、ある事業所さんについては別なところという形で、数百ある事業所さんがそれぞれいろいろな形の指摘を受けていらっしゃいますので、その指摘だけでも多分かなりの数。

(酒井委員長) ジャパンケア自体が全国規模なので、たくさん。

(森谷主任) 事業者さん自体がたくさんお持ちのところでございますので、その分、指摘もたくさんございますので、一つ一つをこちらで申し上げることはちょっと難しいのですが。

(高橋委員) はい。

(森谷主任) 続きまして2番目が、社会福祉士の有資格者の配置ということですが、こちらにつきましては、管理者さんの資格要件としましては、社会福祉士または介護福祉士となっておりますが、社会福祉士の資格要件というのは、例えば国家試験の合格率ですとか、そういったものが比較的難しい資格でもありますので、優秀な方にお任せしたいという趣旨であろうと考えられます。

3番目の、自動車及び自転車の保有が確認できないということですが、アクセスのよさというところを示す資料としてご提出いただいたのが、例えば駐車場の賃貸契約といったものをご提示いただいているのですが、その自動車がちゃんと保有されているかどうかというところについては特に資料をい

たいていなかったというところがございます。

ただ、こちらの事業所さんは、先ほど申しあげましたように、既に訪問介護の事業所として運用を開始しておりますので、同じものをお使いになられるというふうに判断いたしまして、こちらについては特に不問とさせていただいております。

次の、車椅子利用者が来所した場合の入り口ドアの形状はどうかということですが、この「入り口ドアの形状」というのが、いわゆる介護ステーションの出入り口のところを指しているのですが、相談にいらっしゃるということが場合によってはあるのかもしれないのですが、通常あまり考えられない。そういった方にご相談のニーズがあるということであったとしても、通常は、逆にステーションの方がその方のご自宅をお訪ねになられて承るという形になるかと思っておりますので、あまり施設の形状について、万が一いらっしゃった場合に、その場にいらっしゃるスタッフの方々と協力いただいております。中に入ってくださいようなことが問題なくできるのであれば差し支えないのではないかと判断させていただきました。

それから、医療連携についての部分ですが、こちらで評価の対象とさせていただいておりますのは、個別の方の連携という形だけにとどまらず、ふだんから研修や会議等の開催としていただきまして、事業所としての医療に対する許容度というか、医療に対する見識というのを高めていただくというところをお願いしているものでございまして、例えば認知症の方の個別の対応や、末期のがん患者の方についてのケアをどのように考えられるかということにつきましては、それぞれの方のケアプランを通じて主治医の先生と当然連携をしていただきますし、その点についてもサービスを提供していただくという考えでおります。

それから、地域住民とのコミュニティとの親和その他といったところが評価として必要かどうかというところですが、こちらについても、訪問によるサービスになりますので、例えば夜間の訪問、自動車での訪問という形になりますと、騒音や、周りの地域住民の方との軋轢が生じてくるところがあると思いますが、その点についても、そういった形で問題が生じた場合については、その部分について真摯に対応していただくというような部分で、必要性を感じられたということでございます。

それから、緊急時の対応ということで、「3」ということで評価が低いということですが、一応、災害時のマニュアル等の整備は、こちらの法人の本社のほうでも規定をいただいておりますし、整備をされていることは確認させていただいておりますし、研修などについてもご用意いただいているということは確認をさせていただいておりますので、何か緊急時の体制に不備があるというような趣旨ではないかと感じられます。一応、5点満点での3点ということでございますので、平均的な体制を整えていただいているというような評価であると理解しております。

以上です。

(高橋委員) 避難訓練ですが、ほかの資料を見ると、年に何回やるとか結構細かく書いてあるのですが、この規定には全く載っていないですね。

(酒井委員長) 通所事業所ではないので。訪問型ですから、多分それなりの規定はあったと思いますけれども。

(介護福祉課長) 先ほどの、最初に更新とかのものというのは、グループホームといって、その施設に皆さんに来ていただくような場所です。そういう場所ですと、当然、施設としての避難訓練や防災訓練があると思います。

今回、今お諮りしているものについては、各ご自宅へ伺ってのものなので、そのサービスについてはそういう細かい規定はないということです。

あと、もう一点補足をさせていただくと、東日本大震災を受けまして、非常時に、介護を受けていらっしゃる方の安否確認等をどうするかというのは市としても大きな課題と考えているところです。

ただ、さまざまな介護保険の事業所がある中で、どういった形で災害時に対応していただくかというのはそれぞれの法人さん、事業所さんのお考えもでございますし、そこと市がどういった連携ができるかというところは、今、担当課のほうでも模索をしているところですので、そういったところもあって、まだわからないところで「3」という評価が多かったのかなと想像するところではございます。

(高橋委員) ありがとうございます。

(酒井委員長) 比較対象がないので、ちょっと難しいかもしれないですね。評価する側も。

ほかに何かご質問は。どうぞ。



(小山委員) 小山ですが、今の、検討結果の中で、管理職さんがいろいろ審査をされるわけですが、解説のところに「資料⑮」とかいろいろ入ってますよね。2番目の「審査項目と参照箇所についての解説」というところの説明の中に、最後に「資料⑮」とかいろいろありますよね。これは、この申請書とともにこの事業所が出してくる資料ということですか。それをごらんになってるわけですね。

(森谷主任) 申請に先立ちまして、公募の際に、これをそれぞれの審査項目について基準を満たしていらっしゃるということを示すための資料を、また別にいただいております。そちらの資料のことになります。

(小山委員) そういうものがあると、明確にわかりやすいです。例えば、前のものも含めて考えますと、契約書などの書式はどうなっているか。先ほどちょっとありましたよね。そこら辺が明確になるとわかりやすいのかなと。多分、そういうものも全部ついて審査をされていると思うのです。その結果がこれなのだろうと思うのですが。

ですから、これでよろしいと思うのですが、一応確認をしておきたかったということでございます。

(酒井委員長) 多分、ジャパンケアが出した資料というのは膨大でしょう。新規の審査ってそういうものなのです。だから多分、1冊分ぐらいになってしまうので。

まあ、ジャパンケアさん、私の三鷹市での経験だと、もう10年近く前に、グループホームをつくるときに、ジャパンケアにするかB社にするかというのがあったのです。結果的にはB社にしたのですが、今はなくなってしまいました。ジャパンケアのほうが、例えば各部屋にスプリンクラーをつけるというのは絶対条件にしたのです。B社はそういうのは関係ないと。

三鷹市が主体ではなかったものですから、別の民間の方々がB社を選んだという経過がありますけれども、それだけ見ても、ジャパンケアのほうがきちっと当事者のために考えている面というのは——当時ですよ、当時、B社と比べるとあるのかなというふうには思いましたけれども。

では、ほかにもしご質問とかがなければ、先ほどの、12月1日の指定でございますので、医療連携の、特に訪問看護ステーションとの連携についてきちっと確認をしていただいた上でご報告いただいて、それが了承されればオ

一ケ一という形で、ここでは確認をしておきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(福祉保健部長) 済みません、今ご指摘をいただきましたような、必要な書類であるとか、あとはこの点数のつけ方、5段階ありますから、「3」だと通常は合格なのです。例えば「2」だと「少し劣る」、「1」だと「大いに劣る」という形になってしまうので、そういう部内基準の紙がついていると、この何点というのが分かりやすかったなと思うのと、あとは、コメントに書かれていることについて、こういうコメントがあったけれど、その後、調査の結果がどうだったかとか、そこがないのでわかりづらかったかなと思いますので、次回、こういう申請が出た場合については、その点もきちんと考えて、皆様にご審議いただけるような書類を出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(酒井委員長) あと一点だけ確認なのですが、一般的にはこういう事業は日常生活圏域とペアで対応するといいますか、小金井市の場合には4つのエリアを設けていらっしゃるから、本当はエリアごとにとということになるのでしょうか、現状ではこれが全域ですよね。

(福祉保健部長) そうです。

(酒井委員長) はい。では、あと大体残り30分ぐらいをめどにして、次に進みたいと思います。

グループホームの公募実施についてということで、事務局、よろしくお願い致します。

(森谷主任) 事務局の森谷です。続きまして、平成25年度開設予定の地域密着型サービス事業所の公募手続についてお諮りをいたします。お手元の「小金井市保健福祉総合計画」の243ページをごらんください。

平成25年度につきましては、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護、各1軒を整備予定でございます。各1軒とは申しましたが、できれば両事業所を併設の形でお願いできればと考えております。

まず初めに、公募を行うサービスの種別についてご説明をいたします。「小規模多機能型居宅介護」と言いますのは、基本的には通所介護を中心としながら、必要な場合には同じ事業所の職員が自宅を訪問しての訪問介護を行っ

たり、事業所に宿泊しての介護サービスを受けられたりするなど、在宅・通所・宿泊のサービスが一体となったサービスでございまして、利用者からしますと、本来別々の事業所で提供される3種類の介護をいつも同じ顔ぶれの事業所職員から受けることができるため、安心できるというメリットがございまして。また、事業所側からも、本来、事業所や法人の枠をまたいで行わなければならなかった事業者間の連携や調整といったものを、一体的に自分の法人の中で行うことができるというメリットがございまして。

当市では、現在1事業所を指定させていただいております。今回公募を行うことで、市内2つ目の事業所が開設する運びとなります。

なお、「小金井市総合計画」の欄外下段をごらんになっていただきますと、※の注釈で「平成25年度の小規模多機能型居宅介護整備については複合型サービスを予定」と記されております。この「複合型サービス」と申しますのは、先ほどの定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同時に本年4月から導入されました新しいサービス形態となりますので、あわせてご説明を申し上げます。

こちらの「総合計画」の239ページ、2枚めくっていただいて239ページに、複合型サービスの説明がございまして。こちらに図表をご用意させていただいております。図表35番、「複合型サービスのイメージ」ということで、下段で示されているものです。

イメージ図が多少複雑になっておりますので少々難しいのですが、端的に申しますと、複合型サービスとは、これまでありました小規模多機能型居宅介護サービスに、新たにさらに訪問看護サービスをつけ加えたサービス形態のことになります。

先ほど、小規模多機能型サービスについて、在宅・通所・宿泊のサービスを一体的に提供するサービスとご説明申し上げましたが、複合型サービスはこの3つに新たに「医療」という側面をつけ加えることによって、より効果的な介護を実施するものでございまして。

先ほどご紹介いたしました定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様、こちらにも医療措置に対応できる介護サービスという形態で、いわゆる医療と介護の連携に資するものとして期待をさせていただいているところです。

次に、「認知症対応型共同生活介護」ですが、これはいわゆるグループホー

ムと呼ばれるサービスになります。認知症の状態にある要介護または要支援の方に、共同生活を行う住居において入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスを指します。

現在、小金井市内では4事業所が既に運営を行っており、今回の公募で5つ目の事業所を開設することになります。

さて、平成25年度の公募につきましては、以上ご紹介いたしました複合型サービスの小規模多機能型居宅介護事業所と、認知症対応型共同生活介護事業所の併設の形で、できれば募集させていただければと考えております。これは、ここまでご説明いたしましたとおり、非常に多岐にわたるサービス種別を総合的に提供していただく事業所になりますので、必要となる人員の配置も多岐にわたり、ある程度の事業所としての規模がなければ、こうした人材確保には困難が予想されるため、できるだけ多くのサービスを組み合わせることでこうした困難を乗り越えていただきたいという考え方にもとづくものです。既に市内に開設してございます小規模多機能型事業所につきましても認知症対応型共同生活介護との併設ということで運営を行っていただいているところでございます。

さて、平成25年度には、ご紹介いたしました小規模多機能型居宅介護事業所と認知症対応型共同生活介護事業所の公募を実施したいと考えておりますが、公募を実施する際については、介護保険法施行規則131号の15におきまして、選考基準を設け、広報誌やインターネットを通じた十分な周知を行うように規定されております。

当市におきましても、公募を実施する前提といたしまして、選考基準の内容を検討する必要があるがございますので、今回、こちらでお諮りする次第でございます。

お手元の資料6の「小金井市地域密着型サービス事業所の公募に係る基準(案)」をごらんください。お示しいたしました公募基準案で、主に審査いたしますのは3点ございまして、設置法人の健全性、事業計画の実現可能性、それからその他、市の福祉政策への参加等の特記事項の3点になります。

まず運営法人の健全性ですが、主に事業所の運営主体となる法人が、事業実績、法令遵守、財務基盤などの面において十分に健全であるか否かを条件といたします。事業実績については、介護保険業界での事業の実施状況や、

こうした事業にかかわっていた人員を雇用して、そのノウハウを吸収しているか否かといった部分を評価いたします。法令遵守については、主に監査状況を評価いたします。過去一定の期間内における行政指導の有無とその対応について、要件を付することになります。

なお、平成24年度4月からは指定基準の一部が改正されまして、労務管理に関する違法に対する処分について、指定の際にこれをチェックするという改正がなされているところであります。公募に際する条件とあわせて、指定の際にも事業者の法令遵守に対する姿勢がチェックされることとなりました。

財務基盤については、認知症対応型共同生活介護事業だけでも最大18人の利用者が寝泊まりできるような、ある程度の規模がある建物の築造をしていただくわけでございますので、一定の設備投資が必要となる事業種別であることから、一定の財務基盤を有する必要があると考え、要件に加えました。

次に事業計画ですが、ここではまず、基本的な考え方について長期間安定した運営が継続できる計画であるか。指定を申請したサービス種別の特性を適切に理解し、そのことが運営方針の基本理念に反映されているか、の2点について評価いたします。中長期的な視点に立ったサービスを提供していただく事業種別になりますので、相応のお考えを持った事業者さんに運営をお願いしたいということでございます。

次に人員面では、管理者の経験及び適性としまして、資格、知識・経験、地域との連携・調整能力の3点を評価するほか、管理者以外の職員についても、人数と資格、資質、経験等を評価いたします。

ハード面については、機器等の確保及び状況として、機器の所有、賃貸、リースの状況、確保した機器の性能をチェックします。

また、認知症対応型共同生活介護事業は、事業所自体をいわば利用者の方の自宅として共同生活を営んでいただく場でございますので、当然のことながら、生活拠点としての安定性が確保されなければなりません。したがって、事業所の土地及び建物については、事業者さんの自己所有の資産を活用いただくか、賃貸・リースによる場合であっても、事業所として賃貸するのではなく、居住に要する土地・建物として借地借家法の適用を受けるような体裁をとる等、適切な形で確保し、オーナーの交代や相続の開始によって影響を受けないような措置をお願いするものでございます。

また、新サービスの核心ともいうべき医療との連携については、医療機関との提携関係を評価するほか、地域の医療機関との提携環境については、特に評価するための項目を設けております。それに加え、単なる事業者としてだけではなく、地域の一員として福祉のまちづくりにも積極的にご参加を賜りたいということで、地域との連携について、地域の住民やコミュニティとの親和、地域の諸機関との協力についてもあわせて評価を加えたいと考えております。

先ほども少しお話が出ましたが、昨年の大震災の被害は介護現場にも大変大きな影響を与えてございまして、こうした緊急時には、まず社会的弱者の日常生活に多大な影響が生じるわけですが、災害時に高齢者のケアをいかに継続的に提供していくかといった課題も再認識されているところでございます。

そこで、今回の公募についても、それについての体制といたしまして、緊急時及び非常災害時の対応が具体的に定められているかといった点や、市の防災に関する取り組みに対し、積極的に関与する意思があるかといった点についても、選考に際して検討させていただきたいと考えております。

このほかにも、事業実績を有効に活用し、将来的な改善につなげられる試みがなされているか。一事業への取り組みだけでなく他事業における公募など、市の介護保険運営に貢献できる機会を捉えて積極的に貢献していく意思があるか、といった特記事項についても評価を加えます。

基準案に、グループホーム単体ではなく小規模多機能型居宅介護サービスについても応募できる事業者が望ましいと記載をさせていただきましたが、先ほどご説明いたしましたとおり、こちらのサービスというのは非常に多様な人員体制を整備していただく必要がある事業であり、応募される事業者さんにとってもハードルの高い事業であると言えます。このため、同時に公募を実施するグループホームの事業者選定においても、できれば小規模多機能型事業にも挑戦していただきたい。そういった気概をお持ちの事業者さんをお願いしたいという趣旨でございます。

以上、駆け足ではございますが、公募基準案の各項目についてご説明させていただきました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

(酒井委員長) 今のご説明については、そういう基準でやりますよというこ

とでここでは議論して、そういう視点でよろしいかどうかということの確認ですね。

(森谷主任) はい。

(酒井委員長) 今のは、先ほどジャパンケアをやったときの各管理職さんの選定基準をそのまま踏襲されていますよね。中身は。

(森谷主任) そうです。一部、サービスに対応しまして、例えば先ほどの土地の確保、居住型のサービスになりますので、その確保をお願いする部分や、今回、できれば併設型のほうで手を挙げていただく事業者さんについて評価をさせていただく……。

(酒井委員長) つまり、グループホームと小規模多機能との併設という意味ですか。

(森谷主任) そうです。

(酒井委員長) 三鷹でそういうのが1個、おととしにできましたけれど。どうかという感じもしますけれど。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。実は、この併設という話を挙げたのには理由がございます。前回、小金井市で直近でできた4つ目のグループホームと小規模多機能の事業所、今は実際には併設という形になっておりますが、やはり小規模多機能事業所のみですと、なかなか経営等を含めて立ち行かないという状況があると伺っています。実際、市で公募をした際になかなか手が挙がらなかったような状況もありまして、けれども、新しいサービスについては市内にぜひ事業所が欲しいというところがあります。

ですので、必ず両方を併設でなければならないということになるかどうかは、実際この基準を出して、応募いただいた状況にもよるかとは考えております。ただ、市が地域密着型サービスに望む施設としての考え方として、併設ができるところを出してきた事業所さんがあれば、幾つかあった中ではより評価を高くつけたいというところの基準でございます。

(吉田委員) よろしいですか。最初に質問をさせていただきます。私は医療との連携というのが非常に、この中では私の個人的な関心が高いのですが、その点で、医療のほうで診療所の種類分けをしていて、その中で在宅療養支援診療所というのがあります。小金井市に何カ所かあるのですか。そういう資格を持ったところは、いかがですか。介護のほうでは細かいことはおわか

りにならないと思いますが、あるかないか、お聞きになっていますか。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。多分、きちんとした形で登録をされているかというご質問だと思います。実際には、登録という形で明確に出しているところは、昨年度の状態ですが、ないという状況です。

ただ、実際には、小金井市の場合、小さな診療所というのは地域と密着しています。かかりつけ医となっているところの患者さんに対しては、基本的に往診等も含めて対応していただいているところが何カ所もあると聞いておりますし、それについては多分、医師会を通じて、資料を皆さんに、しかるべきときにご提示ができると考えております。

ですので、そういうところも含めて、どういった形で連携がとれるかというところは、こういう新しいサービスを提供する上では、地域ごとにいろいろな課題を持っていらっしゃるかとは思いますが。

(吉田委員) 私の意見ですが、これは24時間対応で訪問看護介護をワンセットでやるというのは、非常にこれからの時代を考えると適切なサービスの提供だろうと思うのです。

ただ、それでどれだけ資源が用意されているかということ、今の課長のお話の、医療の面でそういったことに対応するための区分分けした診療所が、小金井では実際には登録されていないというような、非常に手薄な状況があるわけです。

そんなことから言うと、医療機関との連携に注力するということでしか、最初はやれないのだろうと思います。具体的にジャパンケアの審査項目の中で、医療機関と定期的な講習や研修会を開くというようなことでスタンスを見るということではかやれないのだろうと思います。

しかし、これから先の評価の仕方は、やはり24時間対応の訪問介護看護、ワンセットをやる事業者は、そのマネジメントの責任を、ちゃんとそれを担保できるような医療機関との提携ということを明確にする形で、これから先は考えていくべきだろうと思うのです。

だから、さっきも、24時間対応型で、いざというときに受け入れてくれる医療機関があるということの協定書があるのかというような質問が出ていましたが、これから先の課題としては、そういったことを縛りに入れていく、かけていくということが必要ではないかと思えます。



ただ、これはことし始まったサービスですから、最初のうちからこんなに厳しい制限を課したのでは走り出さないですよ。けれど、少し走り出したところで、そういったところにちゃんと誘導していくということを、市のほうにもお願いしたいと思っております。

(酒井委員長) そういう意味では、小規模多機能型に訪問看護をつけて、複合型の事業として来年、25年に業者がきちり登場してくれるとありがたいということになるわけですね。なかなか小規模多機能の事業所というのは、市内でもまだあまりない。参入してもなかなか採算が合わない。そういう意味でグループホームを併設ということをおっしゃっているわけですが。

あとは、やはり日常生活圏域というのがかなり出てきますよね、これは。

(介護福祉課長) そうですね。たまたまですが、小金井市の4カ所の事業所は、市内を4つに分けたところに、ちょうど1カ所ずつできたような形がございます。

(酒井委員長) グループホームがね。

(介護福祉課長) ですので、グループホームはそのような形でできておりますので、5カ所目というところは、ある意味どこにできてもいいとは言いませんが、大丈夫なのかなというところはございます。特に今のところで大きな穴ができていうところは、グループホームに関してはないと考えております。

(酒井委員長) あとは、手を挙げてくれる事業者さんが。

特に市として誘導するために、例えば建築費の一定額を補助するとか、そういう何か誘導策というのはおありなのですか。

(介護福祉課長) 小金井の場合、自費でプラスしてというのは、今なかなか厳しい状況もございます。ただ、このグループホーム等に関しましては、都のほうで建設費の補助と開設準備がまだたしかあったと思います。こちらのほうの補助金については申請をして、都のほうで認められれば、その場合には開設をする土地の小金井市を通して事業所さんに交付というような形を前回もとっていますので、そういうものの利用のご希望があれば、できる限り協力をしていくという形になると思います。

また、そういったものがありますので公募をするということも、実際にはございます。

(酒井委員長) 私の知り合いが小規模多機能をやっているのですが、やはり第二特養化するような傾向があるというのです。要は、さっきも言ったようにお客さんが殺到する事業ではないので、どこにも行けない人が紹介されてくると。そうすると、事業者としてはお客さんがいないので、お金になるために受け入れると。結果的には非常に要介護度が重かったり、他者とのコミュニケーションが難しい方、俗に言う手のかかる方が集まってしまう。今の現状がですね。それで経営も苦しいというようなことをおっしゃっていました。その辺をもっとクリアにできるといいですけど。

(山極委員) 医療との連携とか地域との連携というのは、単体の事業所、例えばジャパンケアさんみたいなところだと、全国規模でやっていて、本部が東京にあって、そうするとそのランチでいろいろなところにあるわけですが、もともと地域とのかかわりというのは本体のほうはそんなにあるわけではないじゃないですか。そういうところがやはり、資本としてはあるのかもしれないけれども、こういう連携のバックボーンとなるようなものを持っていない、基本的にはなかなか持ち得ない。地域において。

そこら辺に関しては、例えばこれは、一応行政の側から公募に対する基準としては出しているけれど、そういうところが参入したくてもなかなか、一足飛びにこれを、「提携関係にあるか」と言われたときには、なかなかそこまで「ある」とはっきり言えるのは、よほどのコネクションがない限りはなかなか難しいのではないかとこのところがあるのです。

このあたりを、だから行政側としては、お金のほうはちょっと難しいけれど、例えば地元医師会との関係や、あるいは地元の町会とかとの関係においてはサポートしますよというようなことは想定しているのですか。それがないと結構厳しいような感じがするのです。何かバックアップを、どの事業者が参入するにしても、そこは単体でやるというのはかなり厳しいのではないかなと思うのです。さっき圏域の話もありましたよね。そうすると包括との関係とか、いろいろなところで。

(酒井委員長) ただ、小規模多機能の場合は、定員25人という枠があって、基本的にはその25人の利用者さんというのはお近くの人ですよ。

(山極委員) そうですね。

(酒井委員長) そうすると、その地元の町会とか自治会とかコミュニティの

関係とか、そういうところと事業者がきっちりとうまく。

(山極委員) 地元だったらそれは割とやりやすいと思うけれど。

(酒井委員長) そういうことを、だんだん融合するために、市側がそこはサポートしたり、逆に参加することを義務づけるとか、そういうことだと思います。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。グループホームとか小規模多機能も現在、小金井市にあるものについては、各法人のほうで、運営の連絡会みたいなものを設置していただいているのです。

そこには、現存の各グループホームさんですと、先ほどお話がありましたように地域の担当の民生委員の方や、当然ご利用者、ご利用者の家族の方、あとは町会、自治会、建物施設、周りの方、そういう方をお願いをして委員になっていただいて、年に何回か、その事業所の運営に対してお話し合いをしていくと。

やはり、周りの住民の方も、そこにそういう施設ができるということに、建てる前というのは相当軋轢がある場合もあると、過去の経過ではあったと聞いています。ですので、そういうところも踏まえて、きちんとした対応をしていきますよと。そういうところの意思表示を、最初は確認をさせていただきますし、当然、市のほうで何か協力を求められたときは、できる範囲では当然していく形にもなります。

特に、今まである中では、地域の、例えば町会での、さっきお話をあつた防災訓練とかそういうものがあつたら、事業所としても一緒に参加をしますとか、逆にそういう施設のほうで訓練するときには、周りの方にも声をかけて、一緒にやっていただけませんかとか、そういう、本当に住民の一人というか、団体として定着をしていただけるようなところかどうか。

やはり介護保険の施設、事業所もそうなのですが、長く使っていただく、安定した運営ができて、かつそこにずっとあつていただかないと、利用者さんにとっては意味がないようなものになりますので、そのところでの判断を中心にさせていただくような形になります。

(酒井委員長) はい、どうぞ。

(小山委員) 小山ですが、医療との連携で、提携関係というのはどういう範囲の業務を行うのでしょうか。先ほどちょっとあつたように、私の以前の経

験で、私は重度の知的障害者とか重度の中途障害の身体障害者の施設をやっていたんですが、協力医療機関として、当該市の病院と契約を結びました。それは医師会を通しまして、こうこうこういう施設をつくるためにこのような業務について協力を願いたいということで了解を得、契約書にその内容をうたうのです。利用者にはこの病院が協力医療機関ですよということで、きちっとお示しすると。名称も出して。それで定期的に診に来ていただくことや、何かあった場合、緊急時に対応していただくというようなことで、何がしかのペイをするのです。年間何万円かでお支払いするわけです。

ですから、先ほどのように、あまりつてがなかったりしますと、医療機関に協力依頼するのは大変だなと思います。また、提携の範囲というのはどうということまでを言うのか、そこら辺をどのようにお考えになっているのか、どういう基準なのかをちょっと教えていただければありがたいと思います。

(森谷主任)事務局の森谷でございます。現状の運営基準上につきましては、今お話の出ました協力医療機関ですが、書きぶりとしては、「利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めておかなければならない」ということでございますので、あくまでも何か、利用されていらっしゃる利用者さんが、夜間などなかなか対応が難しいような時間帯に容体が急変されたような場合でも、スムーズにその体制が整えられていること、というような書きぶりになっておりますので、それに向けての提携関係ということで、おっしゃっていただいたような契約というのも一つの手段であるかと考えておりますが、その下地をつくれるような状況にあるかどうかというところで評価をさせていただきたいと思っております。

以上です。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。医療との連携については、先ほど吉田委員からもお話があったように、まだ十分でないところは当然でございます。また、地域的な問題、例えば総合的な病院がどれぐらいあるとか、救急対応のできる病院がどこにあるとか、そのようなことで変わってくると思っております。

都または国のスタンスでも、それぞれいろいろな施策を今、準備をしてい

るところですが、認知症に関して言えば、二次医療圏ごとに疾患の医療センターというものを設定されております。小金井が含まれる圏域では杏林大学病院が主体となって、その地域の認知症対応についてというものができてくるところなのですが、当然、認知症の対応というところでもそういう部分は進めていかなければいけない部分になりますが、そういうところを通して、介護のサービスを提供する方たちと各医師会、もしくは病院の医師とどのような形で連携ができるか、医療の面からも、介護の福祉の面からも、どういうところでお互い困っているとか、どういうところでそれぞれの専門性を発揮できるかというところを、今、話し合いを始めたということで考えているところです。

そういったものも含めながら、介護の事業所さんにも協力いただいて、どのような施策が立てていけるかを考えていきたいというところです。

(酒井委員長) 今、脳卒中とかだと医療連携とか地域でやったりしていて。それと近いようなネットワークとかシステムが、まあ、認知症の方についてもという、課題というふうに思いますけれども。

まだまだ、認知症をきっちり見てくれる医療機関が少ないというのも実際にはある。多分、杏林とおっしゃったけれど、杏林で外来はかなり大変だと思うのです。認知症に関しては。はっきり言って。

(介護福祉課長) 病院さんのほうも、専門医院のほうではちょっとというところが出てきて、おっしゃったとおりに、地域の医療機関のほうでも、通常のそれぞれの専門の疾患を見たいのに、認知症を持っていらっしゃる方がいらっしゃる時に十分な対応ができないということも思っている。あとは、介護のサービス提供者のほうは、お医者さんにかかってほしいのだけれど、どうやったら受け入れていただけるのか難しい。

そのような、それぞれの問題点をうまく話し合いをしながら、良い連携方法を見つけていこうという形で、一つで回ればほかのことにも応用がきいていくのではないかなと期待しているところです。

(酒井委員長) 地域でも、認知症サポーターという、100万人キャラバンでしたっけ、地域でもやられていると思います。そういった意味では、地域ぐるみで認知症の高齢者の問題というのは、どうやって地域でサポートできるかという、非常に大きな課題ですし、これが多分、今後の日本の高齢者福祉の

大きな課題にもなっていくと思います。

では一応、25年度は、では小規模多機能とグループホームを新しくつくと。それで、今の状況を考えると一体型といいますか、併設型もやむを得ないだろうということと、もう一点は、小規模多機能にはその複合型の提示、巡回員、緊急訪問看護の体系もできれば入れ込むと。そういったことで対応していきたいということですが、そういう方向は確認するということがよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(山極委員) 委員長、済みません。ちょっと送迎の関係で、申しわけございませんが先に失礼させていただきます。申しわけございません。

(酒井委員長) はい。では、一応議題は終わったので、その他というところでご説明があれば。時間もちょっと考慮していただけますか。

(森谷主任) では最後に、本日、当日配布をさせていただきました資料7-1から9-2を使いまして、本日最後の議題についてご説明をさせていただきます。こちら、地域密着型サービスの事業者の基準に関する条例について、お諮りさせていただきます。

一番最初に、資料7-1と7-2をご用意ください。

これまでお話ししてまいりました地域密着型サービス事業者につきましては、地域の一員として、また市の福祉政策の重要な担い手として、適正な事業運営を常々お願いしているところでございます。

この事業運営のよりどころとなってきましたのが、これまで厚生労働省令で定められてまいりました基準でございまして、地域密着型サービス事業者の皆さんに遵守いただくべき人員体制、設備の要件、運営上の遵守事項などを既定しておりました。

この地域密着型サービス事業者の基準につきまして、今般、国が推進しております地域主権改革により、今後はこれらの基準を市町村が定めることとなりました。お手元の資料はその経緯をまとめさせていただいたものです。

基本的には平成24年度から、各保険者にて基準を条例化し対応することとされておりますが、各保険者の即時対応が困難であることから、1年の経過措置が設けられ、平成25年3月31日までは条例にかわって厚生労働省令を引き続き使用することが認められているところでございます。

なお、基準の制定に当たり、国においては、国の定めている基準と異なるものを定めることの許容の程度について、基準の項目ごとに、「従うべき基準」「標準とすべき基準」「参酌すべき基準」の3類型を定めており、小金井市においてもこれを踏まえた基準を制定する必要があります。

3類型の対象及び許容の程度は、要介護の方向けのもの、要支援のサービス向けのもの、いずれも共通でございまして、資料7-1、こちらは要介護の方のサービス事業者に関するの既定ですが、こちらでは3ページ目のところにそれぞれの区分を載せさせていただいております。7-2のほうは要支援の方向けのサービスですが、こちらについては2ページ目に掲載しておりますが、このそれぞれの類型の内容については同じであることが確認いただけるかと思えます。

さて、市では基準の策定に際しまして、まずは広く市民の皆様にご意見を伺っておこうということで、平成24年9月18日から10月18日までの1カ月間、パブリックコメントを実施いたしました。パブリックコメントはホームページ上、及び市内各地域包括センター、公民館、福祉会館等に設置・公開の形で行われ、市民の皆さんからのご意見を募集しました。

その結果、地域密着型サービスの基準について定める条例については、従来の条例における言い回しや言葉遣いを改善し、よりわかりやすくするためのご提案など、複数件ご提示いただきました。なお、内容に関するご意見は特にいただけませんでした。

いただきましたご意見の内容及び検討結果につきましては、資料7-1の最後のページに一覧表の形で掲載させていただいております。それぞれについて検討を加えさせていただいた結果につきましては、一番右端のところに記載をさせていただいております。今回お寄せいただいたご意見について、に反映をできる箇所というのは、今のところは特に見当たらないかなという状況でございました。

また、要支援の方を対象とする介護予防サービスの基準については、特段のご意見は賜りませんでした。

これらお寄せいただいたご意見をあわせて参考にさせていただき、今般、条例案を策定いたしました。資料8-1と8-2、それから資料9-1と9

ー 2 をお手元にご用意ください。条例自体は非常に条文数が多くて大部になっておりますので、資料 8-1 と 8-2 はそれぞれ概要版ということでおつけしております。一体どのような内容を規定しているものなのか、イメージをお持ちいただけるかと思います。

お示しいたしました基準案ですが、国の基準の様式に合わせて、こちらも「小金井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」というものと、資料 9-2 のほうが、「小金井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」と 2 部で、それぞれ要介護の方向けのサービス、それから要支援の方向けのサービスということで規定をさせていただいております。

また、基準案の内容ですが、平成 18 年以降 6 年間にわたり、現行の国の基準を利用しており、その規定には相当の合理性があると実証されていること。これまで小金井市において運営されてきた地域密着型サービスについて、その基準の面で問題が生じていないこと、等の理由から、現時点では現行の国の基準をあえて変更するまで、地域の議論が成熟した状況にはないと判断し、基本的には国のこれまでの基準をそのまま踏襲する形で策定をいたしました。

もともと、介護保険法第 78 条の 2 第 1 項の規定により、条例で定めるととされました地域密着型介護老人福祉施設の定員、それから介護保険法第 78 条 2 第 4 項第 1 号及び介護保険法第 115 条 12 第 2 項第 1 号の規定により、条例で定めるととされました指定申請者の要件につきましては、現行の厚生労働省には規定がないので、条例化に伴い規定を加えることにいたしました。

大変大部かつ複雑な内容でございまして、限られた時間で全体についてご意見を賜るのは非常に難しいところであるとは存じますが、基本的には、ご説明いたしましたとおり、これまでの状況を変えずに維持するということを念頭に策定をしてきたところでございます。

こちらにつきましては今回の運営協議会でご承認をいただき、しかるべき時期の議会に上程の上、条例として成立させてまいりたいと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。ちょっと追加をさせていただきます。



先ほど、パブリックコメントにかけたというお話をさせていただきましたが、委員の改選をする前、第4期の委員さんに、先ほどお話がありましたとおり、国の基準のまま、詳細の部分で市に委ねられているという、市が変えてもいいと言われている部分、先ほどご説明のありました資料7-1であれば3ページの真ん中の3、従うべき基準、標準とすべき基準、参酌すべき基準の下の2つ、こちらについては一定の内容を精査の上、変えることができるという部分が一部ございます。

しかしながら、先ほどご説明したとおり、市としては、今までの国の基準のまま、今回については条例を作成するという方向性を示した上で、4期の委員の方々にご了解をいただいた上でパブリックコメントをさせていただいているところです。

各市同じように条例化に向けて準備を進めているところです。実際には、先ほどご説明があったとおり、ことしの4月にもう制定できているところは制定してしまってもよかったのですが、実際、都内の26市について、制定できているところは今現在ございません。その中で、独自の基準を、11月初旬の状態、設けていくのだと考えている、考えなければいけないとおっしゃった市は、26市中1市でございました。ほかは、ほぼ国の基準そのままいくという方向を出しています。

そのようなこともございまして、小金井市につきましても、内容的には国の基準に従って、上程をし、お諮りするという方向で考えているところです。

(酒井委員長) 今のご説明、ちょっと中身までは時間の関係もありますので入れませんので、一応、持ち帰って家でじっくり見ていただいて、ご意見のある方は事務局のほうにということよろしいですね。質問なりご意見として。

基本は、これは一応国が定めている基準に基づいていると。準拠していますよということです。

ちなみに、独自の部分がありますよという自治体はどこですか。

(介護福祉課長) まだ内容について詳細に決まっているわけではないのですが、小平市で考えるかもしれないというお話はきいております。

(酒井委員長) では、ほかの自治体はほとんど、基準自体は国が制定しているものを踏襲するというこのようでございます。

そういうことでよろしいでしょうか。

あと、事務局のほうから何か最後にご報告は。

(介護福祉課長補佐) 次回の日程ですが、予定では前回の全体会でお配りさせていただいた資料によりまして、3月ということで、この専門委員会のほうは開かせていただく予定になっています。詳細のほうはまた後日ご連絡をさせていただきます。

(介護福祉課長) 実際には、3月のときに条例化について結果をお知らせするような形になりますので、それまでの間、皆様にご意見を賜りたいようなことがございましたら、郵送等の資料になりますが、もしくは事務局のほうに委員さんからいただくものについてはご連絡をいただくような形になってまいりますので、そちらのほうだけご了解ください。

ですので、先ほどの条例に関しましても、一応、こちらのほうでは今の方向で考えておりますので、特段、そのままでだめだということがありましたらご意見を賜ればと思います。

(酒井委員長) 実際に、議会の審議に入るから、ここ1週間くらいですね。

(介護福祉課長) そうですね。毎年3月議会がございしますが、来年3月に市議選がある関係がございまして、小金井の場合は3月議会が2月に前倒しになるということもございしますので、先ほど、次の日程は3月ということでございしますから、そのときには結果をお知らせすることができると考えてございします。

小金井市のほうでも、特に中身を変えないでそのままという形にするのは、今までの指定をしてきたことによって特に大きな問題がなかったということが前提にあるということは、ご理解いただければと思います。

(介護福祉課長) それと、こういう指定の関係が地方自治体においてくるというケース、東京都のほうも、都が指定をするものについて条例を定めてございします。その際に、東京都のほうで独自の基準を定める項目につきましては、やはり有識者の方、専門家の方などの複数回の会議をもって、その基準で都として妥当かどうかを諮ったという経緯がございします。

先ほどお示した基準、例えば標準とすべき基準、参酌すべき基準を、小金井市独自のものを定めるに当たっても、当然のことながら、一定の専門家の方々のご意見を賜って妥当性を諮るという必要性もあったというところで、

市としては、先ほど部長もお話ししたとおり、今、平成18年から始まって6年間の経過の中で、実際に実施をしてきた中で大きな問題も生まれていないという中では、こちらにお示ししたもので一旦提起をさせていただいて、その後、問題等、もしくはここはどうしても小金井として地域として変えていくべきではないかという問題が出ましたときに、再度皆様のご意見を賜って、その上で変更等を考えるかというようなほうがよろしいかと考えております。

条例に関しては、実際には、このすごく厚いものをつくる上でも、全てを条例として条項をつくるかどうか、そういう形式的な部分でも相当各市、今現在悩んでいるという話も聞いています。ですので、基本的には、今回お示した方向で準備を進めさせていただければと思っているところです。

(酒井委員長) 今後どんどん制度が変わると、そのたびに条例改正という話になるので、条例のつくり方というのも本当はあるのです。いろいろなサービスメディアが入ってくる可能性がありますからね。そのたびにというのは、ちょっと事務局は大変ですけれども。

ではそういうことでよろしいでしょうか。ご意見がある方は事務局のほうにということで。よろしいですね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(酒井委員長) では、これで委員会を終わります。どうもありがとうございました。

閉 会 午後4時20分